

沼津市景観条例の一部改正について

沼津市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市景観条例の一部を改正する条例

沼津市景観条例（平成22年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第16条第 7 項」を「第16条第 8 項」に改める。

第13条第 1 項中「第16条第 7 項第11号」を「第16条第 8 項第12号」に改める。

第14条中「第16条第 7 項」を「第16条第 8 項」に改める。

付 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第23号）の施行の日から施行する。

「提案理由」

景観法の一部改正に伴い、条例中の引用条項を改めるものである。